

広島県告示第千二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年十月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市福富町久芳字砂田二三五九の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部農林整備局治山室及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）